

議第65号 専決処分の承認について

1 提案理由

広島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」といいます。）において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年4月24日に広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年広島県後期高齢者医療広域連合条例第4号）が公布され、同年5月1日に施行されました。

この改正により、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる給与等※の支払を受けている後期高齢者医療の被保険者に対して傷病手当金が支給されることとなりました。

これに伴い、県内各市町で当該傷病手当金の支給の申請の受付を行う必要が生じるため、本市においても早急に呉市後期高齢者医療に関する条例（平成20年呉市条例第11号）を改正する必要がありましたが、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、同条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものです。

※ 給与等

俸給，給料，賃金，歳費及びこれらの性質を有する給与をいい、賞与及び事業収入等は含まれません。

2 改正の内容

広域連合において、傷病手当金の支給が開始されることに伴い、当該傷病手当金の支給申請の受付を本市において行う事務に追加しました。

3 施行期日

令和2年5月1日